

# 相談員の専門職化を 推進、介護ロボット など新分野も視野に



一般社団法人  
全国福祉用具専門相談員協会  
理事長  
岩元 文雄  
(ふくせん)

社会保険審議会・介護保険部会は、昨年12月20日、次期制度見直し案を示し、福祉用具専門相談員については、指定基準に「必要な知識の修得と能力の向上の努力義務」を規定する案を示しています。これが法定化されると、現任の相談員の教育・研修を支援する環境整備が課題となります。

本会では、平成24年度に厚生労働省・老人保健健康増進等事業（以下、老健事業）の助成を受け、「研修ポイント制度」を開発し、昨年10月から運用をスタートしました。この制度は、研修の受講履歴をポイントに換算して公表し、福祉用具専門相談員にはスキルアップの指標を、利用者等にはサービス選択の判断材料を提供する仕組みです。まさに「努力義務」を担保する仕組みとして、注目が集まっています。ぜひ、多くの方のご登録を期待しています。

本会では、平成25年度老健事業で、現任の福祉用具専門相談員の専門性を確保するため、「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」を開発しました。これを受け、厚生労働省は4月14日にプレスリリースと共に、各都道府県・市区町村、日本介護支援専門員協会宛に、同ガイドラインの活用を依頼する通知を發出しています。

一方、同事業では、初任者の質を確保する観点から、「福祉用具専門相談員指定講習制度」の見直し作業も併せて実施しました。注目すべきは、指定講習の講師要件に福祉用具専門相談員が加わったことでしょうか。平成27年度から始まる新制度では、福祉用具専門相談員が、後述の育成のため教壇にたつて講義を行う。そんな光景が、やがて、実現しそうです。

そして、これを確実にするためには、講義や指導を適切に行うことができる人材を養成し、指定講習事業者等に講師として紹介することが必要です。

本会では、11月7日大阪、14、15日東京で「福祉用具サービス計画作成スパーパイザー養成研修」を行います。これに先立つ10月17日には、厚生労働省の東祐一氏（福祉用具・住宅改修指導官）を講師にお招きし、指定講習事業者や都道府県に対して、新指定講習制度に関する説明会を開催します。そこで併せて、スパーパイザーの講師活用も働きかけたいと考えています。講師要件に福祉用具専門相談員が認められたのは8科目ですが、今回は福祉用具サービス計画の講義（5時間）、演習（5時間）に的を絞って養成研修を行います。なお、研修修了者は本会ホームページで紹介する予定です。

本会では、平成26年度老健事業で、「介護ロボットの普及上の課題」を明らかにする調査研究事業を行っていただきます。介護ロボットは、政府の成長戦略の目玉であり、介護人材の確保が困難な中、福祉用具とともにその役割に対する社会的期待は徐々に高まりつつあります。本会では、将来、介護ロボットのサービス供給を担うのは、福祉用具専門相談員であると考え、普及においても一定の役割を果たすべきと考えています。事業では、普及上の福祉用具専門相談員の役割についても方向性を示したいと考えています。

介護ロボットの将来の給付化も含め、福祉用具サービスが、国民生活に欠かせない社会サービスの位置づけを確保するため、本会は今後も様々な取り組みを行ってまいります。

## 「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」 指定講習の講師に福祉用具専門相談員が加わる 介護ロボットのサービス供給を担うのは福祉用具専門相談員



研修ポイント制度説明会の様子